



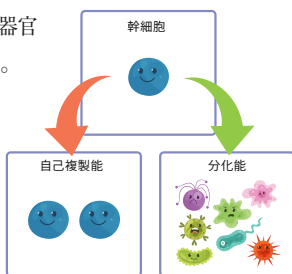
ヒト幹細胞培養 上清液ってなに？

幹細胞とは？

皮膚や血液など絶えず細胞が入れ替わる組織を保持するために**新しい細胞を再び生み出し補充する能力を持つ細胞**を「幹細胞」とよびます。幹細胞の特徴として、特定の役割を持つ細胞に分化できる分化能と、分裂して自分と同じ幹細胞を作ることができる自己複製能の2つの力を持っています。

これにより、体内のさまざまな組織や器官を修復・再生する役割を担っています。

健康な肌には欠かせない存在ですが、残念ながら、**年齢とともに幹細胞の数は減少**してしまいます。



ヒト臍帯間葉幹細胞とは？

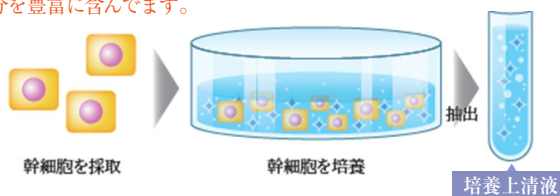
ヒト幹細胞は、ヒトの細胞から採取した幹細胞で、ヒト由来の成分であるため、**親和性が高い**のが特徴です。

ヒト幹細胞にも種類があり、ヒト臍帯間葉幹細胞は、お母さんと赤ちゃんを繋ぐ臍帯から採取した**稀少な因子**を含む幹細胞です。

培養上清液とは？

ヒト幹細胞を培養する過程で生じる上澄み液（培養上清）だけを抽出したものです。

幹細胞から分泌される**サイトカインや成長因子、エクソソーム**などの機能成分を豊富に含んでいます。



製造・販売会社

セルプロジャパン株式会社

神奈川県藤沢市村岡東 2-26-1

湘南ヘルスイノベーションパーク内



再生医療を通して未来を切り開く。

セルプロジャパン株式会社は、細胞培養上清液やエクソソームに含まれる不要成分を効率的に取り除くことができる新技術を開発し、特許を取得いたしました。



開発者兼代表取締役社長

佐俣 文平

再生医療学
会代議員

現役の
研究者

- 2012年 京都大学大学院医学研究修士課程（修了）
- 2014年 日本学術振興会特別研究員
- 2017年 第16回日本再生医療学会奨励賞 受賞
京都大学大学院医学研究博士課程（修了）
- 2022年 日本再生医療学会臨床培養士制度（上級培養士）
PDF-FD療法の開発



特許検討知的財産権の取得（申請含む）

- ・幹細胞培養上清液およびその製造方法
特願2024-107235
- ・幹細胞培養上清液およびその製造方法
特願2022-130872（特許第7520397号）
- ・細胞の培養上清液を生産する方法
特願2023-207564（特許第7282304号）
- ・新規ドーパミン産生神経前駆細胞の誘導方法
特願2021-131135（特許7282304号）
- ・新規ドーパミン産生神経前駆細胞の誘導方法
特願2019-085612（特許6933843号）
- ・新規ドーパミン産生神経前駆細胞の誘導方法
特願2015-535520（特許6558580号）

純度100%ヒト由来成分

純国産

徹底した品質・製造

ヒト幹細胞培養上清液で 細胞から輝く肌へ

（肌につやを与えること）



純度100% ヒト由来成分

純国産

徹底した品質・製造

再生医療の細胞研究から生まれた

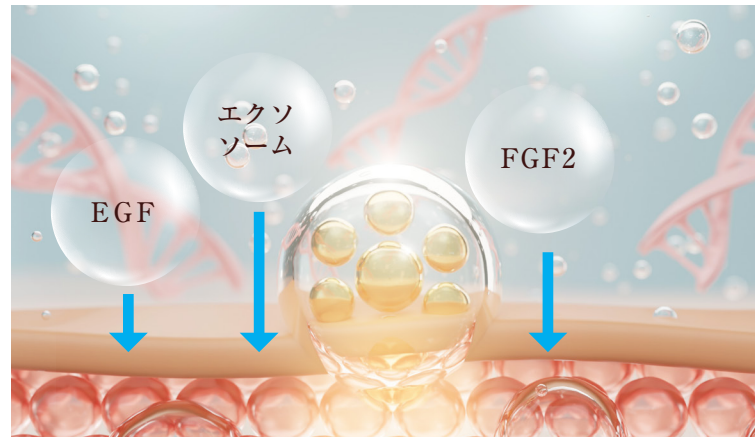
ヒト幹細胞由来 培養上清液

(臍帯組織由来幹細胞)



ヒトサイト間葉
幹細胞順化培養液
94.8%配合

1本に10億個の エクソソームを高配合！



細胞から輝く肌へ。

(肌にツヤを与えること)

徹底した品質・製造への3つのこだわり



- 健康な日本人ドナー（20～30代）より提供された細胞を、上級培養士監修の下厳重な検査を繰り返して製造。
- 92日間のトリプル・ウイルスチェックシステムによる品質を徹底追及した上清液のみ提供。
- こだわりの抽出方法により微細な不純物も徹底洗浄。ヒトサイト間葉幹細胞順化培養液中のFGF2やEGF、エクソソームなどの豊富な成分をほぼ損なうことなく安定化。



【施術例】

- ・エレクトロポレーション ・エアージェット ・ODT（閉鎖密封法）
- ・イオン導入 ・超音波 ・オールハンド

第三者機関による臍帯上清液の刺激に関する安全性検査の実施^{※1}

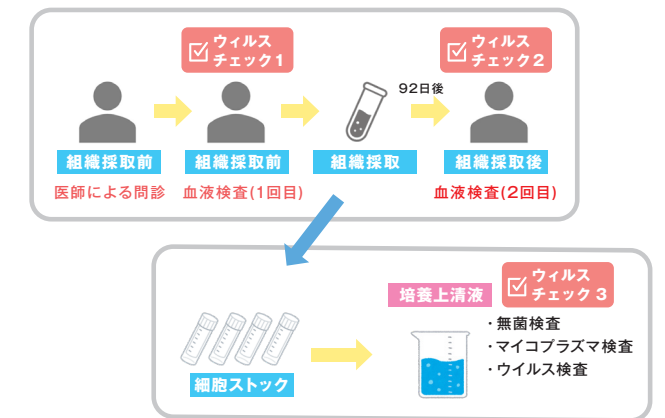
試験名	結果	試験概要
パッチテスト	刺激指数 0 ^{※2}	培養上清液を皮膚に塗布して異常が生じないかを確認
光毒性試験	陰性 ^{※3}	培養上清液に光照射して活性酸素種の発生量を確認
眼刺激性試験	区分外 ^{※4}	細胞に培養上清液を添加して異常が生じないかを確認
皮膚一次刺激性試験	区分外 ^{※5}	細胞に培養上清液を添加して異常が生じないかを確認
累積皮膚刺激及び感作試験	影響なし	培養上清液を皮膚に繰り返し塗布して異常が生じないかを確認

※1 当社製のヒト臍帯幹細胞由来培養上清液を第三者機関で検査した結果となります。
 ※2 24時間閉塞パッチテストにより皮膚刺激指数が「0.0」であることを確認しました。
 ※3 OECDテストガイドライン495等に沿った判定基準により光毒性は「陰性」と判定されました。
 ※4 OECDテストガイドライン491に沿った判定基準により、UN GHSが規定する危険有害性区分において眼に対する一定期間において眼損傷/刺激作用を有する物質とは分類されない「区分外」に分類されました。
 ※5 OECDテストガイドライン439に沿った判定基準により、皮膚刺激性を有する物質とは分類されない「区分外」と判定されました。

当社は非感染であることを第一とした臍帯幹細胞の上清液を採用

- ①ドナー検査
ドナーに対して92日間のトリプル・ウイルスチェックシステムの徹底運用
ウイルス検査項目(HIV, HBV, HCV, HTLV, PVB19, 梅毒)
- ②細胞検査
培養中の細胞に対して、以下の検査を実施
・ウイルス検査項目(HBV, HCV, HIV, HTLV, PVB19, CMV, EB, WNV, SARS-CoV-2, COVID-19)・マイコプラズマ検査、
- ③上清液検査
抽出した上清液に対して、以下の検査を実施
・無菌検査

トリプル・ウイルスチェックシステムの流れ



※血液検査項目(1,2回目) HIV, HBV, HCV, HTLV, PVB19, 梅毒